◆京都の労働メールマガジン　　第3号◆

発行　2018年11月13日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 京都労働経済活力会議を10月10日に開催
2. 「奨学金に関する電話相談」のお知らせ（12月1日／京都労働者福祉協議会）
3. 京都ジョブパークからのお知らせ（LINEを開始／京都ジョブパークイベント情報／働き方改革セミナー）
4. 働き方改革関連法でどう変わる？　その１「フレックスタイム制度について」
5. 京都労働経済活力会議を10月10日に開催

　京都労働経済活力会議は、行政・労働者団体・使用者団体の代表者が一堂に会し、緊密な連携により地域の経済・雇用情勢に応じたきめ細やかな雇用対策を推進するため開催しています。

去る10月10日、京都府公館において第15回の会議を開催し、オール京都で働き方改革を進め、労働生産性の向上、従業員のキャリアアップなどを図り、京都企業の持続的な成長を強力に支援すること等の今後の取組の方向を確認しました。

確認事項及び第15回京都労働経済活力会議の概要はこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/katuryokukaigi15.html>

1. 「奨学金に関する電話相談」のお知らせ（12月1日／京都労働者福祉協議会）

　京都労働者福祉協議会が運営する「きょうとライフサポートセンター」が奨学金に関する相談会を実施します。

日時：2018年12月1日（土）10:00～17:00

相談電話：0120-967-976

対象：電話相談は京都府在住の方に限ります。

相談の例

１借りたいけど返せるのかしら。

２返済で生活がカツカツ。

３督促の連絡が来たけどどうしよう･･･。

お問合せ：075-842-5777　（きょうとライフサポートセンター）

1. 京都ジョブパークからのお知らせ

●京都ジョブパークLINE＠を始めました！

年齢や条件など、それぞれの人に合わせた就職活動に役立つ情報を、京都府広報監まゆまろが発信します。

LINE＠に登録後、LINE＠でまゆまろに話しかけると、必要な就職活動情報を得ることができます。

HP ：<https://www5.city.kyoto.jp/kigyo/kg_104.cgi?CT=20&SID=238>

●京都ジョブパークのイベント情報

・インターンシップ見本市『The KYOTO』業界研究フェアin京都

日時：2018年 11 月 18 日（日）11 :00～16:00

場所：みやこめっせ（京都市勧業館）　1F　第2展示場

対象：大学生、大学院生、短期大学生、専修学校生及び留等生等の全学年

HP ：<https://www.kyoto-is.jp/news/20181118kyoto/>

・京都ジョブ博「 KYOTOジョブフェア」

日時：2018年12月1日（土）11：00～16：00

場所：みやこめっせ（京都市勧業館）　3F　第3展示場

対象：就職活動中の方／勤務時間など多様な働き方を希望する方／2019年3月大学等卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の方／2019年3月大学等卒業予定の留学生

※低回生の見学も可能です。

HP ：<https://kyoto-kigyo2.sakura.ne.jp/kyoto-jobfair/>

・京都ジョブ博「綾部工業団地立地企業面接会」

日時：2018年 12月2日（日） 10 :00～12:00

場所：綾部市ものづくり交流館 多目的ホール（北部産業創造センター内）

対象：一般求職者、UIJターン希望者、パート希望者、2020年大学など卒業予定者等（業界研究等）

HP ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2018/1202ayabekogyodantirittikigyoumensetukai.html>

・京都ジョブ博「シニア向け企業説明会」

日時：2018年 12月5日（水） 13:00～14:30

場所：綾部市ものづくり交流館 多目的ホール（北部産業創造センター内）

対象：概ね55歳以上

HP： <http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2018/1205seniorkigyosetumeikai.html>

●働き方改革セミナー参加者募集　11月29日

日時：2018年 11 月 29 日（木）13:30～15:30

場所：久御山町商工会館（久世郡久御山町田井浜代5-1）

講師：社会保険労務士／ワークライフバランスコンサルタント　山下典子氏

詳細・申込書はこちらから

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/documents/1129hatarakikataseminar.pdf>

お問合せ：０７５－４１７－１８８１（京都府社会保険労務士会）

1. 働き方改革関連法でどう変わる？　その１「フレックスタイム制度について」

●フレックスタイム制度とは

一定の期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業時刻を自主的に決定し、働く制度です。

労働者がその生活と仕事の調和を図りながら、効率的に働くことにより労働時間を短縮しようとする制度です。

●改正のポイント：清算期間の上限を１か月以内から３か月以内に延長

　現行は、清算期間の上限は１か月となっています。

　この場合、清算期間の総労働時間を超えて労働した分が時間外労働となり、残業手当の支払いが必要になります。

一方、実際に勤務した時間が総労働時間に満たなかった場合は、次のいずれかの方法によって精算することになります。

・不足分を欠勤控除する。

　・満たなかった不足分の労働時間を翌月に繰り越して清算する。（ただし、法定労働時間の範囲まで）

改正後は、清算期間の上限が３か月となりますので、３か月間の実際の勤務時間の合計が総労働時間に達していれば、各月ごとでの欠勤控除は発生しません。

●清算期間中の各月の労働時間の上限（過重労働の防止のために）

　過重労働防止の観点から、清算期間が１か月を超える場合、以下の２つの要件を満たす必要があります。

・各月の労働時間の１週間当たりの平均が50時間を超えないようにしなければなりません。（50時間を超えた場合は時間外労働となります。）

　・労使協定届（新様式第３号の３）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

※改正後のフレックスタイム制により時間外労働となる時間は、下記A、Bの合計となります。

　A:清算期間を１か月ごとに区分した各期間における実労働時間のうち、各期間を平均し、１週間当たり50時間を超えて労働させた時間

　B:清算期間における総労働時間のうち、その清算期間の法定労働時間の総枠を超えて労働させた時間（ただし、上記Aで算定された時間外労働時間を除く。）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 労働・雇用政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。